

平成19年度 鶴田町財政状況等一覧表

1 一般会計等の財政状況

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額
一般会計	5,286	5,120	166	155	6,282	105
学校給食特別会計	70	70				
一般会計等	5,356	5,190	166	155	6,282	105

(財産区)

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高
第1財産区	5	1	4	4	0
第2財産区	7	2	5	5	0

◎町の平成19年度財政状況
を見てみましょう。

(百万円)

※標準財政規模

3,743

※標準財政規模：町が1年間に
自由に使える財源（お金）の標
準的な規模を表します。

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円)、%

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債（地方債）現在高	うち一般会計 繰入額	<法適用以外> 資金不足・剰余	<法適用以外> 累積欠損金	<法適用以外> 資金不足比率	備考
水道事業会計	282	268	—	14	1,328	0	176	0	—	法適用企業※
病院事業会計	1,435	1,450	—	△15	51	50	△708	△1,580	54.3	法適用企業
下水道事業会計	227	330	—	△103	6,111	3,801	56	△339	—	法適用企業
国民健康保険特別会計	2,311	2,180	131	131	0	0	—	—	—	※法的用企業と は、地方公営企業 法を適用している 公営企業のこと。
介護保険特別会計	1,352	1,335	17	17	254	156	—	—	—	
老人保健医療特別会計	1,403	1,403	0	0	0	0	—	—	—	
計				148		4,007	△476			

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円)、%

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	うち町の 負担額	企業債（地方債）現在高	うち町の 負担額	<法適用以外> 資金不足・剰余	うち町の 負担額	<法適用以外> 累積欠損金	<法適用以外> 資金不足比率	備考
青森県市町村総合事務組合	872	846	26	26	0	0	0	—	—	—	—	
青森県市町村職員退職手当組合	16,444	16,442	2	2	0	0	0	—	—	—	—	
ふるさと交流圏民センター事務組合	305	298	7	7	0	1,675	0	—	—	—	—	
西北五広域福祉事務組合	313	308	5	5	0	49	4	—	—	—	—	
西北五環境整備事務組合	1,342	1,323	19	19	0	815	73	—	—	—	—	
津軽広域水道企業団	2,025	1,818	—	207	—	8,246	0	2,436	0	0	—	法適用企業
五所川原地区消防事務組合	2,172	2,141	31	31	0	365	259	—	—	—	—	
青森県交通災害共済組合	233	214	19	19	0	0	0	—	—	—	—	
つがる西北五広域連合	148	137	11	11	0	0	0	—	—	—	—	
青森県後期高齢者医療広域連合	785	689	96	96	0	0	0	—	—	—	—	
計					0		336		0			

◎広報つるた有料広告募集のお知らせ

広報つるたへ有料広告掲載の募集をしております。

毎月の発行部数は約5,000部で、全町に配布され多くの町民の方が目にします。広告を掲載したい企業・団体は、下記までお問い合わせください。なお、有料広告の内容等は、町の告知・案内等とは関係ございません。

問い合わせ先…総務課 まちづくり班 ☎22-2111（内線263）

よしだ耳鼻科・小児科

耳鼻科・小児科・内科・アレルギー科

いびき・睡眠時無呼吸でお悩みの方、ご相談下さい

院長：秋田 三和興 副院長：秋田 直子

予約専用受付電話

0172-33-2306

〒036-8155 弘前市中野2-1-15 <http://www.yoshida-js.com/> (PC・携帯)
平日／AM9:00～12:00・PM3:00～7:00 土曜／AM9:00～1:00 休診／日・祝日

4 第三セクター等の経営状況および地方公共団体の財政的支援
【その他の第三セクター】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	町からの出資 金 (千円)	当該団体から の補助金 (千円)	当該団体から の貸付金 (千円)	当該団体からの損失補償 にかかる債 務残高	うち町の 負担額	備考
鶴の里振興公社	1,191	21,581	18,000	0	0	20	2	
計							2	

【公的信用保証、制度融資等にかかる損失補償】

(百万円)

好適保証機関名又は制度融資等名	当該団体からの損失補償 にかかる債 務残高	うち町の 負担額	備考
平成15年低温等による天災による被害農業者に対する経営資金等利子補給	3	0	
平成16年暴風雨等天災による被害農業者に対する経営資金等利子補給	11	0	
計		0	

5 財政指数および健全化判断比率

(1) 財政指数

(百万円)、% (財政力指数を除く)

標準財政規模	3,743	財政力指数	0.258	経常収支比率	102.8	実質収支比率	4.15	連結実質収支 比率	△4.62
--------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	------	--------------	-------

(2) 健全化判断比率

(%)

実質赤字比率	—	連結実質赤字比率	4.62	実質公債費比率	18.4	将来負担比率	154.7
〔早期健全化基準〕	(15.00)	〔早期健全化基準〕	(20.00)	〔早期健全化基準〕	(25.0)	〔早期健全化基準〕	(350.0)
〔財政再生基準〕	(20.00)	〔財政再生基準〕	(40.00)	〔財政再生基準〕	(35.0)	〔財政再生基準〕	

(注意) 実質赤字比率および連結実質赤字比率は、赤字がある場合に正数（プラス）で表示し、赤字がない（黒字又は収支均衡）場合は「—」と表示している。

■財政健全化とは？

健全化判断比率の指標を「早期健全化基準」と「財政再生基準」に照らし合わせて財政状況をチェックするとともに、国民健康保険事業などの特別会計や水道事業などの企業会計も合わせた決算もチェックして、より町の財政状況をより明らかにしようとする法律です。

■財政の健全度を判断する4つの指標（成績）

①実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

（家計に例えると……お父さんだけの1年間の損失（赤字）が、家族の年収に占める割合）

●町では……一般会計で赤字がないので無該当（早期健全化基準15.0%・財政再生基準20.0%）

②連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

町の全会計（一般会計＋特別会計）の赤字が標準財政規模に占める割合

（例えると……家族全員の1年間の損失（赤字）が、家族の年収に占める割合）

●町では……4.62%（早期健全化基準20.0%・財政再生基準40.0%）

③実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

町の一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合。

（例えると……家族全員の1年間の借金返済が家族の年収に占める割合）

●町では……18.4%（早期健全化基準25.0%・財政再生基準35.0%）

※この比率は18%以内が望ましいとされており、町では適正化計画を策定しながら改善に努めています。

④将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

町の一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。

（例えると……将来にわたり家族全員が払う借金総額が家族の年収に占める割合）

●町では……154.7%（早期健全化基準350.0%）



ローンの返済はきちんとした計画が大切なんだね

■早期健全化団体になると？

財政のイエローカードです。財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

■財政再生団体になると？

財政のレッドカードです。財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むことになります。総務大臣の許可がなければ地方債の起債（借金）ができなくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

『まちの財政健全化』（財政健全化法に基づく）の基準が示されました。県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成十九年度決算から財政健全化に関係する各指標（成績）の公表が法律で義務付けられました。平成二十年度決算からは、基準を超える団体（県や市町村）については、計画をつくり早急に改善に取り組みなければなりません。